

平成 30 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9月18日

江南市議会厚生文教委員会会議録

平成30年9月18日〔火曜日〕午前9時28分開議

本日の会議に付した案件

議案第65号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成29年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

請願第20号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

行政視察について

常任委員会の研修について

出席委員（7名）

委員長	尾 関 昭 君	副委員長	中 野 裕 二 君
委員	森 ケイ子 君	委員	福 田 三 千 男 君
委員	河 合 正 猛 君	委員	鈴 木 貢 君
委員	古 池 勝 英 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

副議長 山 登志浩 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松 本 朋 彦 君	議事課長	石 黒 稔 通 君
主任	徳 永 真 明 君		

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 村 良 弘 君

健康福祉部長 栗 本 浩 一 君

教育部長	菱 田 幹 生 君
こども未来部長	郷 原 実智雄 君
高齢者生きがい課長	倉 知 江理子 君
高齢者生きがい課主幹	酒 井 博 久 君
高齢者生きがい課副主幹	栗 本 真由美 君
高齢者生きがい課主査	葛 谷 美智子 君
高齢者生きがい課主査	伊 藤 貴 弘 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	平 松 幸 夫 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	間 宮 健 次 君
健康づくり課長兼保健センター所長	平 野 勝 庸 君
健康づくり課主幹	中 山 英 樹 君
保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	相 京 政 樹 君
保険年金課副主幹	藤 田 明 恵 君
保険年金課主査	伊 藤 俊 治 君
教育課長	稲 田 剛 君
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	
	中 村 雄 一 君
教育課主幹	仙 田 隆 志 君
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之 君
生涯学習課主査	岩 田 麻 里 君
生涯学習課主査	安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

伊 藤 健 司 君

スポーツ推進課副主幹

宇佐見 裕 二 君

こども政策課長

鵜 飼 篤 市 君

こども政策課主幹

平 野 優 子 君

こども政策課副主幹

長谷川 崇 君

こども政策課副主幹

石 田 哲 也 君

保育課長兼指導保育士

大 島 里 美 君

○委員長 定刻より少し早いですが、先週金曜日に引き続き委員会を開きます。

まず冒頭に、教育部生涯学習・スポーツ推進課から、関連施設使用料等の実績一覧というものをお席のほうに配付させていただきました。両面刷りとなっております。御一読ください。

それでは、議事を進めてまいります。

議案第65号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第65号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第65号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の376ページをお願いいたします。

歳入でございます。

376ページ、377ページ上段、1款国民健康保険税から382ページ、383ページの10款諸収入まででございます。

歳出でございます。

384ページ、385ページ上段、1款総務費から390ページ、391ページ、12款予備費まででございます。

以上でございます。補足説明ございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○森委員 最初に377ページの、国保税の収納の状況なんですけど、不納欠損で現年度分に不納欠損が生じているんですけど、これはどういうことでしょうか。

○保険年金課長 外国人の方1世帯でございまして、昨年の9月に帰国されて、財産もないことから現年で不納欠損をしたものでございます。

○森委員 出て行っちゃったらしゃあないな。だから、同じ人に高齢者分が入っておるで、同一人物。

○保険年金課長 後期高齢者分も同一世帯で、同一理由のものでございます。

○委員長 ほか、質疑ありませんか。

○森委員 続けて済みません。

その不納欠損で1億4,000万円という、かなり高額になってきているんですけど、大体何件分というのか、何世帯分に当たるものでしょうか。

○保険年金課長 件数で申し上げますと、1,427件でございます。

○森委員 その中の、いわゆる主な理由ですよね。さっきの転居して、もう取れないというようなものだとか、時効にかかわる部分だとか。

○保険年金課長 内訳でございますけれども、事由別で、地方税法第15条の7第4項の規定にございます執行停止が3年継続したために消滅する理由により欠損処分を行ったものが816件、7,323万1,851円でございます。

それから次に、地方税法第15条の7第5項の規定にございます徴収金を徴収することができないことが明らかであるときにより、直ちに行った欠損処分につきましてが56件、220万2,767円でございます。

そして、地方税法第18条第1項の規定にございます5年の消滅時効による欠損処分によるものが555件、6,466万3,404円でございます。以上でございます。

○森委員 それとは別に、差し押さえというような形で、強制的に収納というところで行われた件数はどのぐらいか。

○保険年金課長 執行の内容による区分というものは持ってございませんので、よろしく願いいたします。

○森委員 それとは別に、差し押さえ件数はどのぐらいあるんですか。個々の場合はやっていない。

○保険年金課長 収納課に確認しましたら、税目別での差し押さえの件数というのは持ってないということでございます。

○森委員 市税の滞納があって差し押さえをやった。その中に国保税も入っ

ていたかどうかというのがわからないということか。

○保険年金課長 単独のものもございませし、複数税目にまたがるものももちろんございませけれども、それを合わせて把握していないということでございませました。

○森委員 ただ収納の中、要するに納められた中には、そういう差し押さえによって納められたものもあるわけで、若干収納率も伸びているわけですけど、だから、その中にそういうものが含まれているのかどうか、ちょっと件数と金額がわかれば出していただけるとよかつたかなあと思うんですけど、もしわかれば、後からでも結構ですけど。

○保険年金課長 収納課のほうに再度確認してまいりたいと思ひませ。

○森委員 あと、とにかく国保税の負担というのは、本当に市民にとっては大変なわけなんです。

その中で滞納者世帯というのが、本会議の中で2,401人という答弁があつたと思ひんですけど、全世帯からすると18%ぐらいに相当するかと思ひませ、滞納している世帯が。何とかこれを少なく、少なくというのは払っていただけるように努力をしていくことが必要ですし、払える国保という点でいくと、減免申請だとか、その辺のことが必要だと思ひんですけど、減免申請がどのぐらいあつて結果はどうだつたのかということと、あと、一部負担金を逆に免除するという形の制度もあるかと思ひんですけど、その辺はどうだつたでしょうか。

○保険年金課長 平成29年度の減免の状況でございませけれども、所得減少によるものが1件、それから生活保護によるものはございませせん。それから、病気療養によるものが7件、災害によるものが1件、それから福祉減免によるものが585件、合計594件ございませました。

○森委員 災害というのはどういうことですか。

○保険年金課長 東日本大震災からの被災者でございませして、江南市へ転入されてきた方というのが1世帯ございませることから、1件とカウントしております。

○森委員 やっぱり所得減少だとか病気だとか、収入が病気療養で大変だというような場合だとか、もうちょっと積極的に制度のPRが必要じゃないか

なあというふうに、非常にまだ少ないというふうに思うんです。その辺はどういうふうに、窓口だとかでされていますでしょうか。

○保険年金課長 減免というのは市の独自の施策の部分もございまして、なるべく窓口でお聞きした上で、状況をしっかり把握して柔軟に対処していきたいというふうに考えております。

○森委員 なかなか、私たちに相談があった場合には、逆にこういう制度もあるよというふうに紹介したりするんだけど、なかなか窓口でそういうふうに積極的に指導しておられるというところが余り感じられないので、ぜひその辺は、窓口でもしっかりとそういう制度があるということについての紹介はしていただきたいなあと思います。

一部負担金の免除についてはどうだったでしょうか。

○保険年金課長 一部負担金の免除の昨年度の実績でございましてけれども、2世帯で13件適用がございました。金額で申し上げますと153万6,096円でございます。

○森委員 はい、わかりました。

あと、この関係でいくと、短期保険証の発行と資格証明書の発行の状況はどうなんでしょうか。

○保険年金課長 まず短期保険証でございましてけれども、対象世帯が519世帯に対しまして、郵送による交付が416世帯。それから、納税相談後の窓口交付が53世帯で、合計469世帯に交付を行いました。資格証明書の交付はございませんでした。

○森委員 そうすると、519世帯で469世帯ということは、50世帯については保険証が届いていないということになりますか。

○保険年金課長 そのほかにつきましては、納付があったことによる一般証への切りかえが1世帯、それから社会保険加入などの資格を喪失したものが4世帯、居所不明により宛所不明で交付ができなかったものが3世帯、そして未交付に当たりますけれども、郵送により送付をしたものの、受け取りされなかった世帯が30世帯、それから納税相談に応じなかったために未交付となった世帯が12世帯でございます。

○森委員 居所不明というか、戻ってきちゃったのはともかくとして、納税

相談に応じられなかったから未交付12というのはどういうことですか。保険証を発行されないままになってしまっているんじゃないかという心配があるんだけど。

○保険年金課長 短期保険証といいますのは6カ月の有効期間を定めたものでございますけれども、納付相談をする機会を確保するという目的もございます。それと同時に、生活実態を把握する機会というものでもございますので、定期的に納付がいただけないですとか、また納付計画をつくった上で納付していただけないとか、そういった状況にある方については分納計画を改めて御相談する上でも、窓口でお会いして状況を把握する重要な機会と思っておりますので、その上で御来庁いただくよう継続して働きかけているものでございます。

○森委員 それはわかるんですけど、その結果として未交付になっているということは、保険証がその家には届いていないから受診できないということになっちゃうでしょう。資格証明書よりももっと重大じゃないですか。

○保険年金課長 交付に至っていないという状況ですので、委員がおっしゃるとおりでございます。

○森委員 だから、そういう世帯については、それこそ家庭訪問なんかもしていると思うんですけど、そういう中でまさに短期で、保険証で指導していくということをやらないと、保険証がないままという状況が続いてしまうことになると思うんですけど。

資格証明書というのは、この人は資格があるということで結局窓口で全額払わなきゃいけないので、これも問題だというふうに言われているんですけど、それもなくて何も、保険証そのものがないと、だから未加入者ということになっちゃうので、国民皆保険の中ではちょっと大変なことじゃないですか。どういうふうに対応されているのでしょうか。

○保険年金課長 行き渡っていない12世帯につきましては、税の公平性の観点もございまして、今後も来庁いただけるように働きかけ、あるいは訪問等継続してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○森委員 なかなかちょっと、訪問してその家庭の実態だとか、そういうこ

とをしっかりと調べ、当然聞き取りやら面談をやっていると思うんですけど、その中で、やっぱり短期保険証については、発行してこないと病気になったときに大変なことになっちゃうので。

納めない人の中にはいるよ、俺は病気しないからそんなもの払わんでもええんだと言う人も中にはいるかと思うんですけど、そういう人が病気にならないとは限らないので、その辺の国民健康保険制度そのものの周知とあわせて、理解をしていただくということとあわせて、やっぱり交付はしていかないとまずいんじゃないかというふうに思いますけど。

○保険年金課長 一刻も早く、このような状況を解消できるように、森委員さんがおっしゃられたようなことを考えてみえる方も、かなりその12世帯の中にはおられると思いますので、制度のほうを理解していただくように働きかけてまいりたいと考えております。

○森委員 成果報告書の中に国保の収納率と書いていなくて、収入率ですかね。142ページに、収納率が平成18年91.7%で、これが93.8%になったとあって、こんなによくなったかと思ったんですけど、決算審査意見書のところで前年比なんかがずっと出ているんですが、これでいくと、国民健康保険税の収入率というのは平成28年が63.1%、よくなるはなっているですよ。平成29年66.3%となって、それ以外のものも含めて90%台というのがあって、どうということなのかなあ。正確には現年で何%、滞納繰り越しも含めて合わせて何%というのが、実態はどうなのか。

○保険年金課長 決算審査意見書の48ページにもございますけれども、グラフではなくて表のほうの表示になりますが、全体としては66.3%の収入率でございまして、現年課税分につきましては93.8%、そして滞納繰り越し分につきましては14.3%の収入率でございました。

○森委員 そうすると、現年でいくと平成28年度は93%が93.8%に伸びましたよということなわけですね。はい、わかりました。

それで、この現年課税分がいいんですけど、とにかく少しでも上がっていかなくちゃいけないわけで、この要因というのをどういうふうに見ているのか。

○保険年金課長 収入率上昇の要因でございまして、基本的には納付相談等による収納対策の成果があらわれたものと考えております。

加えて現年課税分につきましては、平成29年度の賦課限度額を5万円引き上げたことによりまして約790万円の増収を見込んでいたことをございまして、この賦課限度額5万円の引き上げが、高額所得者層からの安定した収入の増加につながったことも上昇に寄与したものと考えております。

○森委員 件数というよりは、金額で伸びたということになるわけだね。

本会議で説明を聞いていてよくわからなかったんですけど、要するに滞納世帯数というのは、実際には今回18%ぐらいだけど、その辺のところの改善はどのようなのでしょうか。

○保険年金課長 滞納世帯数と申しますか、期別での滞納件数で申し上げますと、平成28年度が2,792世帯でありましたものが、平成29年度は2,401世帯と。時期が多少差異がございますので単純な比較ができませんが、件数としても減っているものと考えております。

○森委員 平成28年が2,792件の、平成29年が2,401件。わかりました。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

○森委員 それじゃあ済みません。

報告書の183ページに、これもちょっと本会議でもあったんですけど、その前に、これでちょっと聞いておかなきゃいけなかったのが、療養諸費という金額の中には、国保の負担に加えて一部負担金も含めた総額というふうに見ればいいんですか。この66億円が62億7,900万円下がりましたということで、そのことを伺いたいんですけど、見方としては。

○保険年金課長 公費負担の部分と考えていただければ。

○森委員 公費負担の分でいいのね。はい。

それで、この大きな要因は、国保の加入者のうち後期高齢者に移った人が1,350人ですか、多くふえたことによるものだというのが理由だったんですけども。

○保険年金課長 1,353人でございますけれども、後期高齢者医療制度への移行及び被用者保険などへの加入ということが主な要因でございます。よろしく願いいたします。

○森委員 世帯、人数。

○保険年金課長 人数でございます。

○森委員　　そうすると、かなり人数が減ってきたことによるけれども、人数が減っただけで……、総額の療養費負担だからそういうことか。総額で出す分が減ったよと、医療費として減ったという。そうか、割合じゃないね。じゃあ、この分はいいです。

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時58分　　休　憩

午前9時58分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第68号　平成29年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　　続いて、議案第68号　平成29年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第68号　平成29年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の416、417ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

1款の保険料から420、421ページの9款3項2目1節雑入までが歳入でございます。

次に歳出でございます。

422ページ、423ページ、1款総務費から432、433ページの7款1項1目予

備費まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　今説明があった決算書の417ページで、特別徴収の分については当然全額が納められているということなんですけど、普通徴収の部分で非常に滞納になっていく、収入未済額がありまして、これでいくと8.6%ぐらい、90%行っていないんですよね、現年分で。

それで、特に滞納繰り越し分になりますと、5,684万7,000円の調定額に対して631万円しか納まっていないという中で、1,115万円の不納欠損が出ているということなんですけれども、普通徴収になっている人たちの所得階層別でいくとどういうことになるか、分けてありますか。

○高齢者生きがい課長　申しわけございません。普通徴収のみでそれぞれの段階別の人数というのは、現在のところ把握しておりません。

○森委員　だけど、実際に滞納になっているのは普通徴収の人だけですので、滞納になっている所得階層別でやってもらえばいいかと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長　申しわけございません。

申し上げます。

普通徴収対象者3,805名でございます。

第1段階が907人、第2段階が85人、第3段階が121人、第4段階が886人、第5段階が154人、第6が617人、第7が370人、第8が319人、第9が186人、第10が160人という、これは介護保険料賦課人数の内訳でございます。

○森委員　この中で、滞納になっている部分がわかりますか。

○高齢者生きがい課長　申しわけございません。把握してございません。

○森委員　実際、第1段階の方々というのは年金収入が18万円以下の人ですので、実際には年金からは天引きもできないという状況の人たちです。

だから、こういう人たちでもう払えないということになると、もう本当、大変な状況になっていっているんじゃないかなあ。

途中で介護保険の対象者になって、年金天引きされるまでの期間納めてくださいよというような人たちについてはまだ対応できると思うんですけど、

この辺のところと、もう一つは、課税世帯で本人は年金が非常に少ないと。だから、基本的には家族が負担しないと保険料が納められないよと。こういう人たちが現実にはどういうふうになっているのかということが知りたくて、もしかしたらそういうところに滞納が生まれてきているのじゃないかなあという思いがあったものですから聞いたんですけど、もうちょっと滞納の実態ということに目を向けてもらって、分析をしてもらいたいなあと思いますけど。可能でしょう、これは調べようとするれば。

○高齢者生きがい課長 現在の御意見に対して、可能な限り把握に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 少し、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、その辺のことをちょっとしっかり分析していただいて、その上でやっぱり納めていただくことについての相談だとか、そういうふうにしてやっていかないと、現実の問題として滞納になっちゃったというか、最初からもう納められないまま続いていっているよというような感じですよ、これでいくとね。そのまま不納欠損になっていってしまうという。

3年でしたか、時効の期間は。3年たつと不納欠損になるんじゃないんですか。

○高齢者生きがい課長 2年でございます。

○森委員 なので、本当にしっかり相談に乗っていただけるようなふうにしていただきたいと思います。

○委員長 ほか、質疑ありませんか。

○鈴木委員 ここのちょうど決算のところの427ページかなあ、これを教えていただきたいんですけど、今地域密着型介護サービス事業というものがあると思うんですけども、何かこのうちのところが実態がよくわからんものですから、一度この場で聞いておきたいんですけども、これは当初予算からいくとどれぐらいの達成値になっておるか、ちょっとその点を含めて教えてもらいたいんですが。

○高齢者生きがい課長 地域密着型介護サービス給付費につきましては、執行率64.3%でございます。

○鈴木委員 決して達成率というか、この事業についてのどういったような

中身のものがあるかということをごく概略的に伺いたいたいですけれども。

- 高齢者生きがい課長 地域密着型サービスといいますのは、基本、市民が利用していただくという地域に根差したサービスを提供していただくものとなっております。

今回、64.3%という執行率が低かった理由につきましては、第6期の計画の中で、施設整備をする予定でございました地域密着型小規模特養の施設整備が1年繰り延べとなったというのが大きな理由でございます。

- 鈴木委員 ちょうど事業の161ページですか、こちらのほうの主要施策のほうにもあるんですが、このことかとは思いますが、こうした事業については今69%でしたかね、執行率が。そうすると、こういった事業が計画どおり進めなくて、ずれ込んで今年度にスライドしているというふうに理解してよろしいですか。

- 高齢者生きがい課長 当初の計画ですと、平成28年度に整備をし、平成29年度開所という予定でございましたが、実際には平成30年度からの開所ということになりました。

- 鈴木委員 わかりました。

ということは、そういったことで進捗のおくれがあるということであって、問題はないということで理解してよろしいですね。わかりました。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 森委員 今回の関連ですけど、今回総合支援事業が始まったと、平成29年度から介護予防・日常生活総合支援事業が始まりました。要支援認定者、基本チェックリストに該当した方には介護保険事業による通所訪問サービスに加えて、NPO、民間企業など地域の多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供を行ったと。

それから、住民主体で介護予防の活動ができるように講師の派遣を行ったということなんですけど、この中で、基本チェックリストを受けた方と、それから、その中で要支援の認定になった人とならなかった人と、まずその数はどういうふうになりますでしょうか。

- 高齢者生きがい課長 平成29年度で基本チェックリストを実施した件数は247件でございますが、当初は総合事業で利用していただく予定でサービス

をお勧めしていた方が、状況によって要介護認定を受けて、やはり要支援という認定を受けた上でサービスを利用されるというふうに移行していく方がいらっしゃると思いますが、それにつきまして何人という把握は、申しわけございませんができておりません。

○森委員 要支援の申請をすると、必ずチェックリストを受けなきゃいけないんじゃない。

○高齢者生きがい課長 要支援の申請をされる方は要介護認定を受けていただく流れになりますので、調査員が調査をし、主治医意見書を取り寄せて審査会にかけるという流れになります。

基本チェックリストで総合事業のサービスを利用させていただく場合は、基本チェックリストのみでサービスの利用をしていただくという流れになります。

○森委員 最初説明を受けたときは、とりあえず基本チェックリストを受けてもらって、それによって認定に進む人と総合事業というか、認定外のところの事業を活用していただくということじゃなかったかと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長 総合事業の基本的な御相談に関しましては、まず基本チェックリストで、御自分が動ける範囲内で御自分の活動をしていただきながら、今の健康状態を維持していただくように支援をしていくというのが基本的な総合事業の考え方ではありますが、お話を聞いていく中で、やはり総合事業ではなく要支援の認定を受けていただいて、例えば住宅改修など、そういったサービスも取り入れながら支援していくほうがよろしいというような、そういった相談の状況によって判断させていただいて、基本チェックリストだけではなく要介護認定のほうをやはりお勧めするという事例もございます。

○森委員 そうしましたら、基本チェックリストを受けた人の中で、何人の人が要支援、介護認定のほうへ進んだか。それから、いわゆる総合事業という形のほうへ進んだかというのはわからない。

○高齢者生きがい課長 現在のところ、把握はできておりません。

○森委員 ちょっと、247人もの人が基本チェックリストを受けて、その人たちが受けた後、どういう支援を受けているかというのはつかめていないと

ということですかね。

- 高齢者生きがい課長 チェックリストに関しましては、市の窓口、そのほか包括支援センターの3カ所でも実施をしていただいております、包括のほうにそのあたりの相談のほうはお願いをしているという状況でございます、一件一件の報告があるという状況ではございません。

あと、平成29年度におきましては、ヘルパー及びデイサービスに関しましては、新たな認定において要支援認定となった方から、予防給付から介護予防・生活支援サービス費のほうへ移行していくという予算的にも移行期でございましたので、把握がなかなか難しいという状況でございました。

- 森委員 ちょっとわかりましたというか、ちょっと私は、包括のほうからの報告を受けて、ちゃんとつかんでいただきたいなあとと思うんですけども、その中で総合支援事業が始まって、今説明があったように新たな認定者については、ここでいうNPOだとか、民間企業などの介護予防・生活支援サービスの提供ということなんですが、実際には、新たな認定者のうち、今までの介護保険事業所に対応してもらっている人と、新たなそういうNPOだとかの支援を受けている人たちというのはわかりますか。

- 高齢者生きがい課長 総合事業が開始されてから、民間企業やNPO団体で平成28年度以降、新たにそのようなサービスを提供していただくようになったというものは、永正寺さんが行っていらっしゃる朝のラジオ体操、それが地域のデイの民間団体の実施のものに位置づけられたという状況でありまして、そのほか新たにふえたというものはございません。

そのほかは、市が行っております派遣型介護予防教室を利用された団体の方が、それぞれ地域でそのまま継続していただき、地域での活動を続けていただいているという団体が平成29年度は12団体ございまして、その数字が主要施策成果報告書の156ページの活動指標に示してございますこの実績値12が、新たに地域で活動を進めていらっしゃる団体の数という数字でございまして。

- 森委員 それで、その中で要支援に認定された人のうち、実際にこういうところに行っている人と、従来の介護保険事業所がB型でしたか、あれを受けて、そこに参加されている方とその数はわかりますか。

- 高齢者生きがい課長 ヘルパーとデイサービスに関しましては、従来型と、それからA型につきましては、介護予防・生活支援サービス費のほうで給付がされますので数字としては把握できますが、B型といったものに関しましては特に事業所等からの報告等もございませんので、把握ができていないという状況でございます。
- 森委員 そうすると、ちょっと新たな認定者が何人いて、その人たちがどこに行っているかということがわからないじゃないですか。
- 新たな認定者というのは何人いて、大事なことはこういう人たちが、今まででいくとヘルパーの支援を受けたり、デイサービスに行ったりしていたわけだけど、総合支援事業になってどこに行っているかわからんという状況ではまずいので、今掘り出し聞いているわけですけど。
- 高齢者生きがい課長 平成29年度のヘルパー従来型とヘルパーのA型の年間利用の実人数は、それぞれ従来型が217人、A型が80人、デイの従来型が463人、デイのA型が112人という実人数の把握はできておりますが、先ほど申し上げましたように、B型に関しましては人数の把握はできていないという状況でございます。
- 森委員 そのB型というのが、さっき言われた永正寺のラジオ体操だとか、市のやっている健康体操だとか、そういうところにカウントされていくということですか。
- 高齢者生きがい課長 訪問型のBはシルバー人材センターの生活支援、それからふれあいサービス菜の花こうなんの訪問支援などが入ってまいります。
- デイに関しましては、先ほど申し上げました永正寺のラジオ体操ということでございます。
- 森委員 ちょっとこの関係は最後なんですけど、さっき基本チェックリスト云々かんぬんとは別に、新たな認定者ということがあったんですけど、平成29年度の要支援の新たな認定者数というのは何人だったのでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 主要施策成果報告書の154ページに介護認定支援事業の要介護認定の集計結果が載っております。ここの平成29年度、要支援の認定を受けられた方が、更新、新規等で新たに要支援認定を受けられた方の人数でございますので、要支援の合計を見ていただきますと1,110名、この

方たちが総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のほうへ移行していくという方たちでございます。

○森委員　　ですが、平成29年度については、平成30年度もそうだと思うんですけど、従来から要支援の認定を受けておられる方については従来型のサービスが利用できますよと、新たに認定された人については従来型と新しい事業ということになってくると思うんです。なので、さっきから聞いているのは、平成29年度で、この1,110件のうち何人の人が平成29年度中に認定を受けた人なのかということです。

○高齢者生きがい課長　平成29年度で要支援・要介護全て含めての新規の申請をされた件数は958件です。これは要支援・要介護全て含めた新規申請でございます。この内訳については申しわけございませんが、数字を持っておりません。

○森委員　　ちょっと、新しい事業が平成29年度から始まって、その辺のところが極めて微妙なところで、要支援の人たちがどういう待遇を受けているのかというのが大事なところなんです。なので、きちんとデイサービスなのかヘルパーなのか、そういうものがちゃんと、特に生活支援が受けられているのかどうかというのを把握したいものですから、ちょっと調べていただきたいなあ。

私は、例えば永正寺さんがやっておられるラジオ体操、これは大事なことでけれども、これが総合事業のデイに該当するかどうかということになると、極めて問題じゃないのかなあと。もし、それがそういうふうに認定されるということになると、地域がやっているサロン、地域のサロン月1回、これをもうちょっとふやしてもらって月2回ぐらいにしたら、これもそれに該当するよというようなことになってくると、とてもそれは認められないんじゃないかなあというふうに思うんですけど。

それで、あとこの関係でちょっと最後に、介護認定審査会、ここで154回開催し、4,053件のあれを行ったというふうを書いてあって、単純に4,052を154で割ると、1回当たり26件というすごい数の審査が行われているということになるんですけど、大体、2日に1回ぐらいでやらないとできない数じゃないかと思うんですけど。こんな、どういうメンバーでこれだけの回数をこ

なしているのでしょうか。お医者さんも入ってみえるよね。

- 高齢者生きがい課長 介護認定審査会は、火曜日から金曜日までの合議体が4つございます。

昨年度の年間審査回数は154回開催をしており、審査委員のメンバーは、医師、歯科医師、薬剤師、そのほか福祉や保健分野からの審査委員で、当日は5名の審査員さんの出席をいただいて審査をしております。

- 森委員 そうすると、かなり毎日のように行われていると。4チームでしたね。

それで、あと最後ですけど、給食サービスについて本会議で、ことしについては基本チェックリストを受けていただいて、その中のうち、健康な方を除くというふうに答弁があったかと思うんです。この除かれた人というのは何人だったんでしょうか。

- 高齢者生きがい課長 平成29年度に向けまして、それまで自立高齢者という形で、給食サービスを使っていた方に対しても基本チェックリストを実施しまして、聞き取りの中で全て総合事業に移行できる方たちばかりでございましたので、給食サービスが受けられなくなったという方はございません。

- 森委員 今回は、なかったということによろしいですね。

これは問題ではないかということで、給食サービスを総合支援事業の中に入れていくことは、要するに、希望する方が省かれていってしまうんじゃないかというあれだったんですけど、実際には、そういうことがないようにしますという確認といたしますか、そういうことがあったように思うんです、答弁がね。

なものですから、本会議での答弁を聞いていて、ちょっと今までの確認事項と違うなあというふうに思ったんですけども、自立支援ですので、本当に健康な人でも食事がだんだんいいかげんになってしまったら病気になっていくわけですので、ぜひ希望される方については、全員これからも対象にしていくように気をつけていただきたいというふうに思います。

- 高齢者生きがい課長 給食サービスを利用したいと御相談に来ていただく方は、何らか困っていらっしゃる状況があるということでございますので、

十分状況を聞き取りした上で、必要なサービスにつなげていくように努力してまいります。

○森委員　　お願いします。

○委員長　　ほか、質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分　　休　憩

午前10時38分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第69号　平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　　続いて、議案第69号　平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　　それでは、議案第69号　平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の436ページをお願いいたします。

歳入でございます。

436ページ、437ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、1枚はねていただきまして438ページ、439ページの5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

440ページ、441ページ上段、1款総務費から中段、3款諸支出金まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　188ページのところで、よくわからなかったのは療養給付費なんですけれども、1人当たりの医療費が6万4,319円というのはどういう数字なんですか。

一般的には国保のところでもあったように33万円とかね、後期ですと40万円を超える金額になると思うんですけど。

○保険年金課長　こちらで表示しております1人当たりの医療費というのは、後期高齢者1人当たりの医療費に占める負担割合というのが、公費がもともと2分の1でございますが、その2分の1を除いた5分の1が高齢者の負担割合でございます。

つまり、全体の……。

○森委員　だから医療費じゃないんですよ、ここに書いてあるのは。負担金に対する1人当たりの割合であって、医療費じゃないんですよ。

1人にかかる医療費というのはもっと、それこそさっき言ったぐらいに大きい金額が出てくるわけで、だから、書き方がちょっと紛らわしいというか、間違いやすいというか。

○保険年金課長　実質、市の負担する医療費負担分ということで公費が2分の1の、それを国と県と市で4対1対1で割り返しました。つまり、2分の1掛ける6分の1ということで、市が負担する12分の1をこちらのほうに1人当たり医療費ということで、被保険者で割り返して計算しておりますことから、委員おっしゃるとおり、こちらの名称と一致しない誤解を招かれる部分もございますので、一度整理してまいりたいと思います。

○森委員　だから、負担金に対する割合であって、1人当たりの医療費とはちょっと違うね。

それから、被保険者の数ですけど、1,350人全員が後期高齢者に移動したわけではありませんというのがさっきの説明であったんですけど、実際には

何人ふえて何人減ったんですか。583人ふえてはいるんですけど。それはわからないか。わからなかったらいいです。

○保険年金課長 申しわけありません。

増と減のそれぞれの内訳はわかりませんが、差し引きで583人ふえているということになります。

○森委員 死亡された方も結構あるかと思うので、1,000人規模で移動してきても実質こういうことなんだなあというのは。

ただもう一つ、とにかくこれを見ていて、わからないことばかりで申しわけないんですけど。事前にやろうと思ったら時間が。

決算状況の決算額の21億7,478万1,000円というのは、どこから出てきている数字なのか。県の支出金というのはわかります。その他特定財源というのは保険料です。後期高齢者の、いわゆる実質収支でいけば12億円です。だから、後期高齢者の特別会計と、ここに書かれてある決算状況というのは違うんですよね。どこにこの21億円の予算があって、どこに21億円の決算があるのかというのがわかりません。

○保険年金課長 成果報告書の188ページの一番上のところに会計の款項目ございますけれども、後期の部分と一般会計の3-1-3ということで保健事業ですね、健康診査とか、そういった部分の予算が含まれているものでございます。

○森委員 後期高齢者医療支援事業ということで、全体で11億3,865万円ありますけれども、この11億円と……合わない。

一般財源の9億8,321万円というのが健康診査事業の、ここが入るのかなあというふうには思って、十何億円から除いたり足したり。もう少しわかりやすくしていただけないでしょうか。

済みませんが、ちょっとどこの部分のあれで、この21億円が出てくるかを後で数字で示していただけないでしょうか。

それで、今後もう少しわかりやすくやっていただければありがたい。

○保険年金課長 それでは、こちらの事業費のほうの、表示の内訳のほうを後ほどまた御説明させていただきたいと思っておりますし、また表記についても少し検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森委員 ちよっとペーパーで数字を出していただけるか。

○委員長 ほか、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第20号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

○委員長 請願第20号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を議題とします。

それでは、請願文書は事前に送付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略し、請願文書表と請願事項のみ事務局より朗読をさせます。お願いします。

○事務局 請願第20号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、江南市村久野町藤里1番地、尾北地区教職員組合執行委員長野沢

卓也ほか314名。

紹介議員、福田三千男、河合正猛、古田みちよ、森ケイ子、中野裕二。

請願事項は、請願文書表別紙1をごらんいただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ還元すること。

以上です。

○委員長 これより審査を行います。

御意見はありませんか。

お一人ずつ御意見いただきたいと思っております。河合委員からお願いしていいですか。

○河合委員 これは毎年毎年、同じようなあれで出しておるところでありますので、なかなか国はやってくれませんので、このとおり請願を出すべきだと思います。

○鈴木委員 これも例年書いていただいている請願でございますので、従来から賛成の立場で賛成しておりますので、内容も変わっておりませんし、この少人数学級については異論のないところでございますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○古池委員 早いところやってもらいたいと思います。

○福田委員 会派でもってよく検討した結果、請願を提出ということで、代表でサインをさせていただきましたのでよろしくお願ひします。

○森委員 賛成です。

それでこの間、9月12日の中日新聞にも出たんですけど、教育費の公費負担の割合が、OECDの中で日本が最も低いということが、最下位ということでもあります。

特に日本の子供に係る学校関連の費用の総額は、私たちのほうですけど、

小学校から大学まで1人当たり1万2,120ドルです。各国平均の1万391ドルを上回った。教育費が比較的高いのに公的支出の割合は少ないことで、家庭負担に頼っている現状が明らかになったということでもあります。

本当に経済大国日本なんですけれども、教育大国というふうには今なっていないわけで、その分が家庭の負担にかかってくるので、義務教育費とは直接関係ありませんけれども、奨学金なども長期にわたって親の負担、子供負担になってきているわけです。

特に今回は義務教育費の関係でありますけれども、基本的に義務教育費全額国庫負担で賄っていただかなければいけないわけでありますので、ぜひこの請願、毎回同じことを出さなくて済むようにしていただきたいと思っております。

○中野委員 毎年この請願も出させていただいて、請願事項の中にも少人数学級のさらなるというところもありますが、教職員多忙化解消にもつながると思っておりますので、ぜひ賛同をお願いいたします。賛成で。

○委員長 ほか、意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の御意見は採択することですが、採択とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 本請願は採択することに決しました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の配付漏れはありませんね。

それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。

○事務局 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校では新学習指導要領の移行期間が始まり、外国語教育については、授業内容や授業時数の増加により、子供たちや学校現場の負担となることが懸念される。

昨年度、文部科学省は9年間で2万2,755人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,415人の定数改善を盛り込んだ。しかし、少人数学級の推進や教職員の定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。さらに政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施のための小学校専科指導の充実など、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1

へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成31年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

○委員長 この意見書（案）について御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようですので、採決に移ります。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書（案）を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、ただいまお認めいただいた意見書（案）を議長のほうに提出し、議会に提案、提出をいたします。

提案理由は案のとおりでよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしければ、この意見書（案）を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますのでよろしく願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長　　続きますして、行政視察についてを議題とします。

同期していただいて、タブレットに今配信しました。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただいており、そうしたことから検討した結果、本日御報告させていただきます。

まず日程は、10月30日火曜日から11月1日木曜日までの2泊3日で予定しています。

視察先と調査内容につきましては、10月30日火曜日は、兵庫県明石市で第2子以降の保育料の無料化についてを、翌31日水曜日は、大阪府豊中市で学校給食の民間委託についてを、最終日11月1日木曜日は、大阪府吹田市で千里ニュータウンプラザについてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。それでは、よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては、資料を来月中旬までには事務局から届けさせていただきますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長　　続きますして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりました。

日程や研修テーマについて、講師や何か適切なテーマがございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　御意見もないようですが、研修会については今月中に事務局担当者へテーマや講師など御報告願えないものでしょうか。複数の御意見をいた

だいたの場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思ひます。

また、テーマや候補者が出なかつた場合には正・副委員長に御一任いただきたいと思ひますが、御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようござひますので、そのように決めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、本委員会の議題は全て終了いたしました。

先週金曜日、きょうとわたりまして、皆様方から貴重な御意見賜りまして、闊達な御意見のもと委員会を進めることができました。まことにありがとうございます。

これでまた本会議に戻つていろいろと、委員長報告をもとに皆さんと討議できたらなあと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、厚生文教委員会を閉会させていただきます。ありがとうございます。

午前11時20分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 尾関 昭